第四千百八号

平成一 八十八年 二月十年 (水曜日)

保安林の指定予定 建設業者の許可の取消し...... 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出...... 都市計画事業計画の変更認可..... 救急病院の設置...... 選挙管理委員会 告 目 公 告 示 次 (医療薬務課) ... 県中 県下 (都市計画課) ... 政 課 : : :

第4108号

政治資金規正法による政治団体の解散の届出...... 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出... 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表...... 事 同同 務 局 : : :

同 껃

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届

示

青森県告示第八十四号

( ıΣ 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ 次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

南部病院社会医療法人博進会 名 称 刈三六の二三戸郡南部町大字沖田面字千 所 在 地

平成三十一年二月十三日

認定の有効期限

青森県告示第八十五号

ので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

平成二十八年二月十日

保安林予定森林の所在場所

青森県知事

Ξ

村

申

吾

三戸郡新郷村大字戸来字上後藤五〇の九七、五〇の一〇〇

水源の涵養保安林指定の目的

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

ᄁᄓ  $\equiv$ 

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

「次のとおり」は、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 次のとおりとする。 省略し、 その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村 期間及び樹種

青森県告示第八十六号

役場に備え置いて縦覧に供する。

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 弘前広域

平成二十八年二月十日

青森県知事 Ξ 村

吾

申

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十八年一月二十八日認可したので、

平成二十八年二月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

弘前市 施行者の名称

都市計画事業の種類

弘前広域都市計画公園事業 (六・五・一号 弘前運動公園

平成二十七年二月十三日から平成三十年三月三十一日まで

兀 事業地 Ξ

事業施行期間

収用の部分

青森県弘前市大字豊田二丁目、豊田三丁目地内

2 使用の部分

なし

森

青森県告示第八十七号

青

り公示し届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお り、漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

平成二十八年二月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

六ケ	の加 名入 称区	届
上北郡六ケ所村大字平沼字追	発起人の住	出
デース 標本 喜代 ・	所及び氏名	事項
代二 二月十日7	期	指
十二十十八ら二	間	定漁船調
業六 協ケ 同所	場	書の縦
組村合漁	所	<u></u>

七上北郡六ケ所村大字平沼字道ノ上三七の 橋本 喜代志 まで 一十四日

上北郡六ケ所村大字平沼字追舘二の一

告

公

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年二月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

代表者の氏名 白川 憲雄

商号又は名称

有限会社弘都住建

Ξ 主たる営業所の所在地 弘前市大字大清水一丁目一の九

許可番号 青森県知事許可 (般 二五) 第一六五六六号

兀

取消年月日 平成二十八年一月二十五日

六 五 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

当する。 届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該 平成二十八年一月七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、

#### 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により政治

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

平成二十八年二月十日

政党の支部

青絲県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

部第院森民 1選県主 総挙参党 支区議青	の政 名団 称体
田名部匡代	代表者氏名
田名部政志	氏 計責任 名者
四字八 の岩戸 七泉市 町大	在務主 地所た のる 所事
議参員議院	号 <sub>(</sub> 種公 )第 職 一類の
0	れて単の市一 る設位区町以 支けと域村上 部らしを等の
<b> </b>	年届 月 日出

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

会 大久保和夫後援 名政 川﨑七洋後援会 船場栄後援会 治 寸 体 称の 川﨑 山田 野村 氏代 表 良巳 正典 敏男 名者 川﨑 畑中 工藤 氏会 計 責 由希子 茂喜 昭 任 名者 川村四七三戸郡五戸町字蛯 梅内字舘六九三戸郡三戸町大字 在地を事務所の所 モ沢向八の一三戸郡五戸町字下 兲平 ・成 壳 年届 壳 月 <u>·</u> <u>≡</u> 六 六 日出

青絲県選挙管理委員会告示第六号

の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、 より告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定により、次 同法第七条の二第一項の規定に

政党の支部

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

平成二十八年二月十日

(田名部 定男)		(平山 幸司) (平山 幸司)	(平山 幸司) 第1総支部 第1総支部 第1総支部 第1総支部 第2を 第2を 第2を 第2を 第2を 第2を 第2を 第2を 第2を 第2を	(澤田 恵)	支部上	(齋藤 文昭) 遺族会支部 自由民主党青森県	(鹿内 雄二) 建設業支部 自由民主党青森県	(代表者氏名) 政治団体の名称
の 係 国 会 議 員 関	代 表 者	所 の 所 在 あ 事 務	所主 のた 所る 在事 地務	代 表 者	所 た の 所 を 事 務	会計責任者	代 表 者	異動事項
治団体 治団体以外の政 国会議員関係政	田名部定男	り町四丁目四六	り町四丁目四六五所川原市みど	澤田恵	一一四 字斗内字清水田 三戸郡三戸町大	千島卓	鹿内雄二	新
係政治団体 第一項第一号に 法第十九条の七	田名部 匡代	字前田六二の九	字前田六二の九	舘	二六の一二六の一三戸郡三戸町大	田 邉 弘	今誠康	П
六一六		六 一 宝	六·一宝		示 - -	六一六六	<b>示平</b> • 成 • □	年異 月 日動

政党以外の政治団体

(代表者氏名) 政治団体の名称
異動事項
新
Ш
年異 月 日動

(舘 功悦) 髙山浩司後援会	(平山 幸司) の会	(福士 和弘) 稲葉好彦後援会		(関)和典)
代表者	所の所在地 地 地	会計責任者	代表者	所の所在 を 地
舘 功 悦	り町四丁目四六五所川原市みど	工藤尚子	関 和 典	元一の四 村大字田代字稲 中津軽郡西目屋
名久井 忠雄	字前田六二の九	七戸良樹	三浦敬二	田二五一の二 村大字田代字神 中津軽郡西目屋
六・六	二八 一二 五	示一言	- -	· 成 ·

# 青森県選挙管理委員会告示第七号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、

## 平成二十八年二月十日

森

青

青絲県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

#### 政党以外の政治団体

木野宮 敬造 平成宝・三・三   (本野宮 敬造 平成宝・三・三 )   (本野宮 田田	見﨑清後援会
弘 里 敬 造	東健而後援会
里敬造	神忠男後援会
敬造	荒川重雄後援会
	千葉健一郎後援会
代表者氏名解散年月日	政治団体の名称

# 青森県選挙管理委員会告示第八号

規定により告示する。 よる資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項第三号の規定に

## 平成二十八年二月十日

幸司	出者の氏名	
オモリの会 いらこうア	体の名称 の名称	<b>善</b> 青木林
所の所在 地 を を も	異動事項	<b>林県選挙管理委員会委員</b>
丁み五 ヨど川 四い町町 四い町原市	新	員会委員長
大青 二野森 か字市 か前大 田字	旧	柿崎
<del>三</del> 平 ・成 二	年異月	光
五.	日動	顯

平山幸司	届出者の氏名
オモリの会	体の名 で な で で で で で で で で で で で で で
所の所在 を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	異動事項
丁み五 目ど川 四町町 四町市	新
六大青 二野森 の字市 九前子	Ш
<b>示平</b> 一· <u>元</u>	年異 月 日動

青森市長島一丁目一番一 青森市長島一丁目一番一 — 県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行